

各地方運輸局 鉄道部長 殿

鉄道局 施設課長
(公印省略)

踏切道の新設に係る取り扱いについて

標記については、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）（以下「対応方針」という。）において、「道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件とすることのないよう、鉄道事業者及び道路管理者から状況等を聴取し、その結果及び地域の実情を踏まえ、運用基準を明確にする方向で検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたところである。

踏切道の新設については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」（平成13年国土交通省令第151号）第39条においては、「鉄道は、道路（一般公衆の用に供する道をいう。以下同じ。）と平面交差してはならない。ただし、新幹線又は新幹線に準ずる速度で運転する鉄道以外の鉄道であって、鉄道及びこれと交差する道路の交通量が少ない場合又は地形上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。」と規定している。また、鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準について（平成14年3月8日付け国鉄技第157号）（以下「解釈基準」という。）では「鉄道が、道路と平面交差ができる場合とは、新幹線又は新幹線に準ずる速度（160km/hを超え200km/h未満）で運転する鉄道以外の鉄道で、鉄道の運転本数及び道路の交通量が少ない場合や鉄道路線の地勢地形等の状況から立体交差化が真に困難な状況の場合に限る。」としている。

上記の対応方針は、この運用基準を、例えば具体的な鉄道の本数等により明確にするとの趣旨と考えられることから、平成30年度に鉄道事業者及び道路管理者からの意見聴取を実施した結果、運用基準を数値等で明確にすることによって、現場の判断がしやすくなる一方で、地域の実情を十分に反映できなくなる等の弊害があるとされたところである。

このため、対応方針の趣旨を踏まえ、下記のとおり、踏切道の新設については一律に既存の踏切道の除却を条件としていないことを改めて明確にするので、その旨了知されるとともに管下鉄軌道事業者に周知されたい。

1. やむを得ず踏切道を新設する場合の運用基準を明確にすることは困難であるが、解釈基準に則り、鉄道の安全・安定輸送の確保が図られることを十分に確認した上で、関係者の合意が得られた場合に新設ができるものであること。
2. また、従来行われてきた踏切道の統廃合のように、一律に既存の踏切道を除却することは要件とはされていないこと。
3. なお、踏切道の統廃合については、交通安全基本計画（平成28年3月11日中央交通安全対策会議）において「踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。」とされているところであり、この趣旨を踏まえ、十分な検討を行うこと。